

国家戦略特別区域における医療法第46条の3第1項ただし書の許可に関する取扱いおよび医療法人の非営利性の徹底について

◇医業経営・福利厚生部◇

医療法人の理事長は、医療法上、原則医師または歯科医師とされておりますが、厚生労働省通知「医療法人制度の改正および都道府県医療審議会について」（昭和61年健政発第410号）の通り、知事の認可を受けた場合は、医師等以外の者にも認められます。

今般、国家戦略特別区域法および関係法令が改正され、国家戦略特別区域の区域内において、「都道府県知事による医師または歯科医師でない理事のうちから選出する理事長の認可」（以下「認可」と呼称）が新たに定められました。この「認可」の要件として、以下が挙げられます。

- 1 国家戦略特別区域法14条の2の「運営柔軟化事業」の対象区域であること
- 2 (1) 当該医療法人は国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うこと
(2) 申請に係る理事は①2年以上医療法人の理事としての経験を有すること

(②『社会医療法人または特定医療法人であること』③『地域医療支援病院または日本医療機能評価機構による認定を受けた病院を開設していること』については、従前の昭和61年通知に示されているものを政令に定めるということになります。)

ただし、上記2(2)①による「認可」にあたっては、理事就任の際における経営上利害関係にある営利法人等の関与の度合い、2年以上の理事の間に担当していた具体的職務、その間における他法人の役職員との兼任の有無等を勘案し、「非営利性の確保」と「医療法人の経営管理について専門的知識経験を有するもの」か否かを確認する必要があり、また、判断に困難を伴う場合は医療審議会へ意見聴取することを妨げるものではないこととしています。

さらに、上記の場合においても現行医療法の規定が適用されますので、本通知の第2において、国家戦略特別区域においても、医療の一般原則として、非営利性の確保は当然要請されること、医療法人の理事は医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員の兼務は認められないことを明記し、非営利性につき十分留意の上、厳正に対処することとしていますので、ご承知おき願います。なお、詳細につきましては、下記ホームページよりご確認ください。

○厚生労働省ホームページ 健康・医療 医療法人・医業経営のホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html